雇用ニュース

かしま

令和８年

夏季号



ハローワーク常陸鹿嶋／常陸鹿嶋地区雇用対策協議会

目　　次

○常陸鹿嶋公共職業安定所管内労働市場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

○「ｊｏｂ　ｔａｇ」活用ガイド　企業の方向け・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

○事業主のみなさまへ
　障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について・・・・・・・・・・・・Ｐ４

○事業主の方へ
　令和８年度　雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版）・・・・・・・・・ Ｐ６

○事業主・被保険者の皆さまへ
　令和８（２０２６）年度　雇用保険料率のご案内・・・・・・・・・・・・・Ｐ33

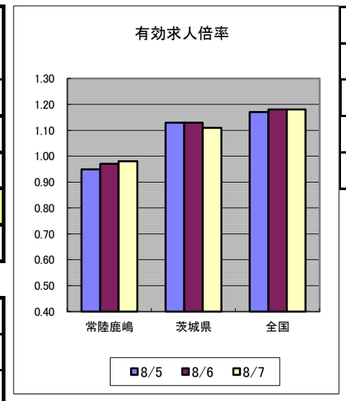
○Ｈｅｌｌｏ　Ｗｏｒｋ　Ｎｅｗｓ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３４

管内労働市場（令和8年7月）

公表日　令和8年8月28日
【全数】
常陸鹿嶋公共職業安定所

1：職業紹介状況（日雇、学卒を除きパートタイムを含む）

項目 / 年月	新規（1）求人数 本年	前年	増減率	新規（2）求職申込数 本年	前年	増減率	月間有効（月平均）（3）求人数 本年	前年	増減率	（4）求職者数 本年	前年	増減率	求人倍率（原数値）（5）新規 本年	前年	（6）有効 本年	前年	（7）紹介件数 本年	前年	増減率	（8）就職件数 本年	前年	増減率
8/5	886	990	▲10.5	632	701	▲9.8	2,904	3,073	▲5.5	3,048	3,110	▲2.0	1.40	1.41	0.95	0.99	446	538	▲17.1	135	160	▲15.6
8/6	1,021	1,053	▲3.0	600	649	▲7.6	2,914	3,020	▲3.5	3,014	3,169	▲4.9	1.70	1.62	0.97	0.95	502	512	▲2.0	163	162	0.6
8/7	1,096	1,082	1.3	649	659	▲1.5	2,906	3,077	▲5.6	2,969	3,093	▲4.0	1.69	1.64	0.98	0.99	491	542	▲9.4	184	183	0.5
計	3,003	3,125	▲3.9	1,881	2,009	▲6.4	2,908	3,057	▲4.9	3,010	3,124	▲3.6	1.60	1.56	0.97	0.98	1,439	1,592	▲9.6	482	505	▲4.6

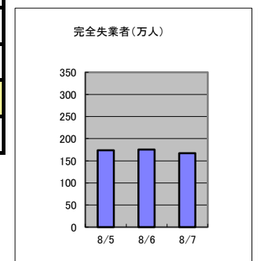


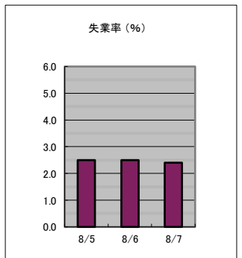
有効求人倍率	
	常陸鹿嶋
8/5	0.95
8/6	0.97
8/7	0.98

1－1：求人、求職の雇用形態、年齢、性別

項目 / 年月	新規求人数（9）一般常用	前年同月比	（10）パートタイム常用	前年同月比	（11）臨時・季節全体	前年同月比	新規求職申込数（12）一般	前年同月比	（13）パート	前年同月比	若年（34歳以下）求職者（14）新規求職者	前年同月比	（15）有効求職者	前年同月比	（16）就職件数	前年同月比	高年齢者（60歳以上）（17）新規求職者	前年同月比	（18）有効求職者	前年同月比	（19）就職件数	前年同月比
8/5	579	▲18.8	245	▲6.8	62	342.9	368	▲5.4	264	▲15.4	141	▲10.8	709	▲8.3	24	▲41.5	207	▲22.5	949	▲2.5	28	▲9.7
8/6	711	▲1.8	279	1.8	31	▲43.6	350	▲6.2	250	▲9.4	145	▲11.0	694	▲10.8	39	▲18.8	195	▲3.5	949	▲6.7	25	▲26.5
8/7	746	1.2	300	3.8	50	▲10.7	388	▲6.7	261	7.4	141	▲20.3	692	▲11.7	34	▲12.8	219	10.1	873	▲3.4	47	11.9
計	2,036	▲6.3	824	▲0.2	143	14.4	1,106	▲6.1	775	▲6.7	427	▲14.3	2,095	▲10.3	97	▲24.2	621	▲7.0	2,771	▲4.3	100	▲6.5

注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。





1－2：産業別、規模別新規求人数

産業別・規模別 / 年月	8/7	7/7	増減率	8/5～8/7の累計 全数	前年同期比	うちパートタイム	前年同期比
建設業	226	236	▲4.2	613	▲2.4	28	7.7
製造業	125	144	▲13.2	453	8.9	80	▲2.4
（うち機械製造）	14	20	▲30.0	61	▲6.2	6	▲45.5
情報通信業	0	0	0.0	10	11.1	0	0
運輸業	109	80	36.3	235	4.4	24	−4
卸売、小売業	91	98	▲7.1	285	3.3	94	32.4
飲食店、宿泊業	28	77	▲63.6	118	▲15.1	91	▲19.5
医療・福祉	294	255	15.3	669	▲13.1	321	▲0.9
サービス業	93	72	29.2	240	▲2.0	108	22.7
その他	130	120	8.3	380	▲8.9	170	▲2.3
計	1,096	1,082	1.3	3,003	▲3.9	916	1.4
4人以下	148	153	▲3.3	412	▲1.7	120	▲13.7
5～29人	477	506	▲5.7	1,447	▲5.0	442	▲0.2
30～99人	290	259	12.0	731	▲1.1	268	17.5
100～299人	70	77	▲9.1	221	▲17.8	38	▲32.1
300人以上	111	87	27.6	192	9.7	48	29.7

1－3：求人倍率（季調値）

項目 / 年月	全国 新規	有効	茨城県 新規	有効
8/5	2.11	1.17	1.91	1.13
8/6	2.16	1.18	1.91	1.13
8/7	2.10	1.18	1.90	1.11

1－4：完全失業者

項目 / 年月	実数（万人）	失業率（%）
8/5	174	2.5
8/6	175	2.5
8/7	167	2.4

令和8年7月末現在	
適用事業所数	5,114 所
被保険者数	72,304 人

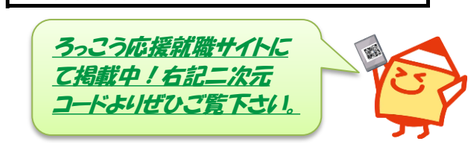
2：雇用保険関係業務（短時間を含む）

項目 / 年月	（20）受給資格決定件数	前年同月比	（21）受給者実人員（基本手当基本分）	前年同月比	雇用保険被保険者資格 （22）取得	前年同月比	（23）喪失	前年同月比	うち（事）都合	前年同月（事）都合
8/5	216	▲23.7	685	9.6	1,478	▲16.0	849	▲7.4	76	41
8/6	192	▲36.0	870	18.2	960	29.7	737	▲3.8	26	42
8/7	189	1.6	824	▲6.2	752	▲21.3	927	▲2.1	58	43
計	597	▲22.4	2,379	6.3	3,190	▲7.7	2,513	▲4.4	160	126

※令和2年1月分以降は速報値であり修正がありえる

3：令和9年3月新規学卒者の需給状況　　令和8年7月末現在

学校 / 項目	就職希望者数 実数	前年同月比	求人数（管内） 実数	前年同月比	受求人数（県内外） 実数	前年同月比	求人倍率 本年	前年	就職決定率（内定率） 本年	前年	就職者数
中学	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0
高校	490	3.2	1,179	▲11.2	0	0.0	2.41	2.80	0.0%	0.0	0
短大	―	―	115	▲20.7	―	―	―	―	―	―	0
大学	―	―	145	▲11.0	―	―	―	―	―	―	0



※求人倍率について：令和7年12月以前の数値は、令和8年1月公表時に新季節指数により改定されている。
（縁故就職者は除く）

（注）令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、 令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」基づく区分により表章したもの。令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）でしめしている。

2026/8/28

公表日　令和8年8月28日

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

管内労働市場主要指標の推移

年月 ＼ 項目		求人 新規	求人 有効	求職 新規	求職 有効	紹介	紹介 うち(保)	就職	就職 うち(保)	有効求人倍率	受給資格決定件数	受給者実人員（基本手当基本分）
04 年度		15,595	45,883	7,929	35,904	6,730	1,223	2,232	481	1.28	2,303	
	（月平均）	1,300	3,824	661	2,992	561	102	186	40		192	724
05 年度		13,953	41,593	7,880	34,984	6,364	1,330	2,203	507	1.19	2,361	
	（月平均）	1,163	3,466	657	2,915	530	111	184	42		197	696
06 年度		13,186	39,010	7,378	33,459	5,924	1,291	1,902	492	1.17	2,233	
	（月平均）	1,099	3,251	615	2,788	494	108	159	41		186	693
07 年度		12,288	36,454	7,807	35,277	5,998	1,317	1,879	465	1.03	2,366	
	（月平均）	1,024	3,038	651	2,940	500	110	157	39		197	758
令和6年度	8月	1,123	3,273	565	2,761	382	92	121	46	1.19	156	766
	9月	1,130	3,326	610	2,797	577	101	158	31	1.19	167	741
	10月	1,160	3,324	631	2,802	527	106	185	49	1.19	243	740
	11月	984	3,260	494	2,710	419	108	141	38	1.20	170	699
	12月	903	2,991	415	2,506	367	110	122	38	1.19	126	693
	1月	1,144	3,017	600	2,472	422	80	97	26	1.22	158	678
	2月	1,066	3,171	612	2,621	555	125	158	42	1.21	171	599
	3月	1,164	3,298	634	2,719	518	97	190	41	1.21	128	616
令和7年度	4月	985	3,128	1,001	3,041	460	83	171	27	1.03	159	596
	5月	990	3,073	701	3,110	538	84	160	28	0.99	283	625
	6月	1,053	3,020	649	3,169	512	104	162	34	0.95	300	736
	7月	1,082	3,077	659	3,093	542	128	183	50	0.99	186	878
	8月	897	2,983	616	3,033	413	82	125	33	0.98	169	871
	9月	1,058	3,093	602	3,020	607	143	156	42	1.02	220	868
	10月	1,157	3,055	684	3,023	528	115	165	38	1.01	221	854
	11月	853	2,948	488	2,824	382	113	138	31	1.04	152	784
	12月	1,059	2,907	466	2,653	407	116	137	44	1.10	179	797
	1月	1,133	2,972	692	2,694	471	119	134	50	1.10	150	770
	2月	966	3,096	620	2,755	588	121	147	37	1.12	188	649
	3月	1,055	3,102	629	2,862	550	109	201	51	1.08	159	773
令和8年度	4月	1,070	3,022	850	3,008	513	92	139	31	1.00	255	751
	5月	886	2,904	632	3,048	446	102	135	33	0.95	216	685
	6月	1,021	2,914	600	3,014	502	127	163	43	0.97	192	870
	7月	1,096	2,906	649	2,969	491	89	184	51	0.98	189	824

対前年同月増減比

		%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント	%	%
05 年度		▲10.5	▲9.3	▲0.6	▲2.6	▲5.4	8.7	▲1.3	5.4	▲0.09	2.5	▲3.8
06 年度		▲5.5	▲6.2	▲6.4	▲4.4	▲6.9	▲2.9	▲13.7	▲3.0	▲0.02	▲5.4	▲0.5
07 年度		▲6.8	▲6.6	5.8	5.4	1.2	2.0	▲1.2	▲5.5	▲0.14	6.0	9.4
令和6年度	8月	5.2	▲4.4	▲7.8	▲5.3	▲18.7	▲8.0	▲22.9	▲2.1	0.01	▲13.3	▲3.8
	9月	▲6.4	▲3.5	▲9.1	▲3.8	▲4.0	▲10.6	▲17.3	▲34.0	0.07	▲18.9	1.2
	10月	▲17.0	▲6.7	▲10.7	▲6.4	▲9.6	▲19.7	▲6.6	28.9	0.03	27.9	3.5
	11月	▲11.8	▲8.3	▲13.6	▲4.8	▲16.2	▲15.6	▲20.8	▲29.6	0.00	▲9.6	▲0.9
	12月	▲5.7	▲13.1	▲15.5	▲5.2	▲3.9	46.7	▲24.7	2.7	0.02	▲22.2	6.0
	1月	5.4	▲3.9	▲12.8	▲8.7	▲12.4	▲8.0	▲40.5	▲25.7	0.03	▲20.2	2.7
	2月	▲15.8	▲4.0	▲17.2	▲7.3	▲0.2	11.6	▲11.2	16.7	0.02	▲14.1	▲4.2
	3月	▲1.8	▲3.6	▲1.4	▲5.8	▲11.6	▲13.4	▲2.6	2.5	▲0.04	▲24.3	▲1.1
令和7年度	4月	▲11.9	▲7.2	8.9	▲3.8	▲19.7	▲29.7	▲7.6	▲35.7	▲0.27	▲9.1	▲7.3
	5月	▲13.0	▲8.8	▲3.8	▲1.2	▲7.2	▲22.9	▲9.6	▲31.7	▲0.17	▲18.7	▲10.2
	6月	▲4.9	▲9.1	21.3	8.6	6.4	▲13.3	▲13.4	▲32.0	▲0.22	81.8	9.7
	7月	▲5.8	▲6.4	3.9	8.8	3.6	2.4	1.1	4.2	▲0.19	▲17.7	13.7
	8月	▲20.1	▲8.9	9.0	9.9	8.1	▲10.9	3.3	▲28.3	▲0.09	8.3	13.7
	9月	▲6.4	▲7.0	▲1.3	8.0	5.2	41.6	▲1.3	35.5	▲0.05	31.7	17.1
	10月	▲0.3	▲8.1	8.4	7.9	0.2	8.5	▲10.8	▲22.4	▲0.13	▲9.1	15.4
	11月	▲13.3	▲9.6	▲1.2	4.2	▲8.8	4.6	▲2.1	▲18.4	▲0.12	▲10.6	12.2
	12月	17.3	▲2.8	12.3	5.9	10.9	5.5	12.3	15.8	▲0.09	42.1	15.0
	1月	▲1.0	▲1.5	15.3	9.0	11.6	48.8	38.1	92.3	▲0.09	▲5.1	13.6
	2月	▲9.4	▲2.4	1.3	5.1	5.9	▲3.2	▲7.0	▲11.9	▲0.07	9.9	8.3
	3月	▲9.4	▲5.9	▲0.8	5.3	6.2	12.4	5.8	24.4	▲0.12	24.2	25.5
令和8年度	4月	8.6	▲3.4	▲15.1	▲1.1	11.5	10.8	▲18.7	14.8	▲0.19	60.4	26.0
	5月	▲10.5	▲5.5	▲9.8	▲2.0	▲17.1	21.4	▲15.6	17.9	▲0.27	▲23.7	9.6
	6月	▲3.0	▲3.5	▲7.6	▲4.9	▲2.0	22.1	0.6	26.5	▲0.24	▲36.0	18.2
	7月	1.3	▲5.6	▲1.5	▲4.0	▲9.4	▲30.5	0.5	2.0	▲0.23	1.6	▲6.2

注1．学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2．▲印は減少を示す。

3．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

2026/8/28

仕事を知る！

適職を知る！

職業情報提供サイト

jobtag

job tagは、500を超える職業のそれぞれについて、
仕事内容、その仕事で行うタスク、
必要なスキルや就業経路などの情報を「見える化」して、
学生・生徒の皆様の職業理解、仕事を探している方の就職活動や、
企業の皆様の採用活動などを支援するサイトです。

活用ガイド

企業の方向け機能



- 人材採用要件整理
- 人材活用シミュレーション
- タスク整理
- 求人ガイド

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和８年７月以降）

	令和５年度	令和６年４月	令和８年７月
民間企業の法定雇用率	２.３％ ⇒	２.５％ ⇒	**２.７％**
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	**37.5人以上**

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
 （令和８年６月１日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。）
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ② 除外率が引き下げられました。（令和７年４月）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和７年４月１日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業　・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５％
・建設業　・鉄鋼業　・道路貨物運送業　・郵便業（信書便事業を含む）	１０％
・港湾運送業　・警備業	１５％
・鉄道業　・医療業　・高等教育機関　・介護老人保健施設　・介護医療院	２０％
・林業（狩猟業を除く）	２５％
・金属鉱業　・児童福祉事業	３０％
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	３５％
・石炭・亜炭鉱業	４０％
・道路旅客運送業　・小学校	４５％
・幼稚園　・幼保連携型認定こども園	５０％
・船員等による船舶運航等の事業	７０％

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和５年４月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、１カウントとして算定できるようになりました。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和６年４月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和６年４月以降）

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

◆　障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf）

▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

◆　加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。

◆　障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障害者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html）

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 令和８年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和９年４月１日から同年５月17日までの間）は、
令和８年６月以前については2.5%、
令和８年７月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf

Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和８年７月１日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和８年７月１日から2.9%となります。
なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和７年４月から10ポイント引き下げられました。

このパンフレットの内容は令和８年４月８日時点のものです

令和８年度
雇用・労働分野の助成金のご案内
（簡略版）

Ⅰ 雇用関係助成金のご案内
～雇用の安定のために～

- 「雇用関係助成金」検索表 … P. 3
- 雇用関係助成金の概要 … P. 7
- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 … P.21

Ⅱ 労働条件等関係助成金のご案内
～労働条件の改善のために～

- 労働条件等関係助成金の概要 … P.23
- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 … P.26

このパンフレットは概要を記載したものです。
詳細な内容については、各助成金の支給要領やパンフレットをご参照ください。

厚生労働省
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構・
(独)労働者健康安全機構・(独)勤労者退職金共済機構
PL080401保01

Ⅰ 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

●雇用保険適用事業所の事業主
（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること）

●期間内に申請を行う事業主

●支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例
- 審査に必要な書類を整備・保管する。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

●原則、各助成金の支給要領に定める日の翌日から起算して２か月以内です。
（郵送の場合は、支給申請期間内に到達していることが必要です。）

中小企業事業主等の範囲

○ 雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	１億円以下		100人以下
その他の業種	３億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

○ ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

①　人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当します。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	３億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	３億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除きます。

②　両立支援等助成金

○ 両立支援等助成金における「特定事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	300人以下
サービス業	5,000万円以下		300人以下
卸売業	１億円以下		300人以下
その他の業種	３億円以下		300人以下

不支給要件

●受給対象事業主であっても下記のいずれかに該当する場合は、すべての雇用関係助成金を受給できません。

1　不正受給（※１）による不支給決定または支給決定の取消を受け、当該不支給決定日または支給決定取消日から５年を経過していない事業主
　ただし、５年を経過した場合であっても不正受給による請求金（※２）を全額納付していない事業主（時効が完成している場合を除きます）

※１　不正受給とは、代表者のほか、役員、従業員または事業主の代理人等、支給申請・書類作成に関わった者が偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとすることをいいます。このため、従業員や社会保険労務士が不正行為を行った場合であっても不正受給に該当します。

※２　請求金とは、①不正受給により返還を求められた額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで年３％の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額です。

2　１の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等がいる事業主

3　支給申請した年度の前年度より前のいずれかの年度の労働保険料を納入していない事業主
（支給申請日の翌日から起算して２か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除きます）

4　支給申請日の前日から過去１年間に、労働関係法令の違反を行った事業主

5　性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主（※３）

※３　これらの営業を行っていても、接待業務等に従事しない労働者の雇入れに係る助成金や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合など、受給が認められる場合があります。

6　事業主または役員等が暴力団と関係を有している事業主

7　事業主または役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体に属している事業主

8　支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

9　管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給または支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出または提示が指定期日までに行われない場合は不支給または支給決定取消となること、助成金の不正受給を行った場合に労働局が事業主名等を公表することおよび労働局から請求される金額（※２）を返還することについて、承諾していない事業主

10　「役員等一覧」を提出していない事業主

11　厚生労働省が定める助成金の支給要領に従うことを承諾していない事業主

12　支給申請書等に事実と異なる記載または証明を行った事業主

このほかに各助成金の個別の要件を満たさない場合も受給できません。
各助成金の要件や申請手続きの詳細については、厚生労働省ホームページに掲載している「支給要領」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00026.html

「雇用関係助成金」検索表

【助成の対象となる取組】		【助成金名】	【ページ】
労働者の雇用維持を図る（A 雇用維持関係の助成金）			
経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する	→	1 雇用調整助成金	P.7
能登半島地震に伴う経営悪化の中で、出向により労働者の雇用を維持・確保する	→	2 産業雇用安定助成金 （Ⅲ 災害特例人材確保支援コース）	P.7
在籍型出向を支援する（B 在籍型出向支援関係の助成金）			
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向復帰後の賃金を上昇させる	→	2 産業雇用安定助成金 （Ⅱ スキルアップ支援コース）	P.7
離職する労働者の再就職支援を行う（C 再就職支援関係の助成金）			
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託する	→	3 早期再就職支援等助成金 （Ⅰ 再就職支援コース）	P.7
離職を余儀なくされる労働者を早期に雇い入れ、当該労働者の賃金を上昇させる	→	3 早期再就職支援等助成金 （Ⅱ 雇入れ支援コース）	P.8
中途採用する（D 転職・再就職拡大支援関係の助成金）			
雇用期間の定めのない労働者の中途採用を拡大する	→	3 早期再就職支援等助成金 （Ⅲ 中途採用拡大コース）	P.8
新たに労働者を雇い入れる（E 雇入れ関係の助成金）			
継続して雇用する労働者として雇い入れる	高年齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者・母子家庭の母等	→ 4 特定求職者雇用開発助成金 （Ⅰ 特定就職困難者コース）	P.8
	発達障害者・難病患者	→ 4 特定求職者雇用開発助成金 （Ⅱ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	P.8
	就職氷河期世代を含む中高年層	→ 4 特定求職者雇用開発助成金 （Ⅲ 中高年層安定雇用支援コース）	P.8
	自治体から要請があった生活保護受給者等	→ 4 特定求職者雇用開発助成金 （Ⅳ 生活保護受給者等雇用開発コース）	P.8

【助成の対象となる取組】		【助成金名】	【ページ】
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望し、離転職を繰り返す者等	5 トライアル雇用助成金 （Ⅰ 一般トライアルコース）	P.9
	障害者	5 トライアル雇用助成金 （Ⅱ 障害者トライアルコース）	P.9
	短時間労働の精神障害者・発達障害者	5 トライアル雇用助成金 （Ⅲ 障害者短時間トライアルコース）	P.9
	若年者（35歳未満の者）または女性の建設労働者	5 トライアル雇用助成金 （Ⅳ 若年・女性建設労働者トライアルコース）	P.9
雇用情勢が特に厳しい地域等に居住する地域求職者等を雇い入れる		6 地域雇用開発助成金 （Ⅰ 地域雇用開発コース）	P.9
沖縄県内に居住する35歳未満の求職者を雇い入れる		6 地域雇用開発助成金 （Ⅱ 沖縄若年者雇用促進コース）	P.9
生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材を雇い入れる		7 産業雇用安定助成金 （Ⅰ 産業連携人材確保等支援コース）	P.9

労働者の雇用環境の整備を図る （F 雇用環境の整備関係等の助成金）

障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	8 障害者作業施設設置等助成金	P.10
障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	9 障害者福祉施設設置等助成金	P.10
障害者の介助または職場定着のための措置を実施する	10 障害者介助等助成金	P.10
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を実施する	11 職場適応援助者助成金	P.10
障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	12 重度障害者等通勤対策助成金	P.10
重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	P.10
障害者の雇入れや雇用継続のために必要な一連の雇用管理に関する援助を実施する	14 障害者雇用相談援助助成金	P.10
雇用管理制度や業務負担軽減機器等の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	15 人材確保等支援助成金 （Ⅰ 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）	P.11
人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	15 人材確保等支援助成金 （Ⅱ 中小企業団体助成コース）	P.11
建設キャリアアップシステムを活用した雇用管理改善の取組を実施する	15 人材確保等支援助成金 （Ⅲ 建設キャリアアップシステム等活用促進コース）	P.11
現場見学会、体験実習等の若年および女性の入職・定着を図る事業を実施する	15 人材確保等支援助成金 （Ⅳ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））	P.11
女性専用作業員施設（トイレ等）や作業員施設（石川県）を設置する	15 人材確保等支援助成金 （Ⅴ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））	P.11
外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行う	15 人材確保等支援助成金 （Ⅵ 外国人労働者就労環境整備助成コース）	P.11

【助成の対象となる取組】	【助成金名】	【ページ】
テレワークの導入・実施を通じて従業員の離職率の低下を図る	15 人材確保等支援助成金 （Ⅶ テレワークコース）	P.11
季節労働者を通年雇用する	16 通年雇用助成金	P.12
65歳以上への定年引上げ等を実施する	17 65歳超雇用推進助成金 （Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース）	P.12
高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する	17 65歳超雇用推進助成金 （Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）	P.12
高年齢者の無期雇用労働者への転換を実施する	17 65歳超雇用推進助成金 （Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース）	P.12
有期雇用労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）を正社員転換する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅰ 正社員化コース）	P.13
障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅱ 障害者正社員化コース）	P.13
賃金規定等の増額改定により有期雇用労働者等の賃金の引上げを実施する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅲ 賃金規定等改定コース）	P.13
有期雇用労働者等に正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅳ 賃金規定等共通化コース）	P.13
有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅴ 賞与・退職金制度導入コース）	P.13
短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、処遇改善を実施する	18 キャリアアップ助成金 （Ⅵ 短時間労働者労働時間延長支援コース）	P.13

仕事と家庭の両立支援等に取り組む （G 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金）

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制の整備を行う	19 両立支援等助成金 （Ⅰ 出生時両立支援コース）	P.14
介護支援プランを策定し、労働者が介護休業や介護両立支援制度を利用する	19 両立支援等助成金 （Ⅱ 介護離職防止支援コース）	P.14
育休復帰支援プランを策定し、育児休業の円滑な取得・職場復帰に取り組む	19 両立支援等助成金 （Ⅲ 育児休業等支援コース）	P.14
労働者の育児休業や短時間勤務の期間中に他の労働者が業務を代替する	19 両立支援等助成金 （Ⅳ 育休中等業務代替支援コース）	P.14
育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を導入する	19 両立支援等助成金 （Ⅴ 柔軟な働き方選択制度等支援コース）	P.14
事業所内保育施設を設置・運営・増築する ※ 現在、新規の申請受付を停止しています	19 両立支援等助成金 （Ⅵ 事業所内保育施設コース）	P.14
不妊治療、女性の健康課題(月経、更年期)に対応するための制度導入等の整備を行う	19 両立支援等助成金 （Ⅶ 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）	P.14

【助成の対象となる取組】	【助成金名】	【ページ】

労働者の職業能力の向上を図る （H 人材開発関係の助成金）

職務に関連した10時間以上の訓練等を実施する	20 人材開発支援助成金 （Ⅰ 人材育成支援コース）	P.15
有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける	20 人材開発支援助成金 （Ⅱ 教育訓練休暇等付与コース）	P.15
建設関連の認定訓練を実施する、または雇用する建設労働者に受講させる	20 人材開発支援助成金 （Ⅲ 建設労働者認定訓練コース）	P.15
雇用する建設労働者に建設工事の作業に直接関連する実習を受講させる	20 人材開発支援助成金 （Ⅳ 建設労働者技能実習コース）	P.15
デジタルなど成長分野を支える人材の育成を目的とした訓練等を実施する	20 人材開発支援助成金 （Ⅴ 人への投資促進コース）	P.16
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させる	20 人材開発支援助成金 （Ⅵ 事業展開等リスキリング支援コース）	P.16
障害者に対して能力開発訓練事業を実施する	21 障害者能力開発助成金	P.16
事業所での作業環境へ適応させるための訓練を行う	22 職場適応訓練費	P.16

雇用関係助成金の概要

※ 助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★は障害者雇用納付金制度、☆は財源の一部が一般会計の助成金です。
※＜＞は、賃金要件を満たす場合の助成額です。賃金要件の詳細は、各助成金の支給要領をご覧ください。
※記載されている内容は概要です。詳細については、2ページに記載している厚生労働省ホームページの支給要領をご覧いただくか、21～22ページの問い合わせ先にお尋ねください。

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金 【労働局】

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）3か月以上1年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2／3〔中小企業以外1／2〕（※1） （※1）支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/10以上教育訓練を実施しなかった場合、1／2〔中小企業以外1／4〕 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円（※2）加算 （※2）支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/5以上教育訓練を実施した場合には1,800円 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2／3〔中小企業以外1／2〕

2 産業雇用安定助成金 【労働局】

2－Ⅲ 災害特例人材確保支援コース

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、労働者の雇用を確保するため、在籍型出向（※2）により労働者を送り出す事業主（※3）、および当該労働者を受け入れる事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）1か月以上2年以内の出向に限る （※3）出向元事業主は、七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町のいずれかに事業所が所在する事業主であること	出向元事業主および出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成 4／5〔中小企業以外2／3〕 （1人1日あたり出向元・先の計8,870円（※）を上限） （※）雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）

B. 在籍型出向支援関係の助成金

2 産業雇用安定助成金 【労働局】

2－Ⅱ スキルアップ支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向（※1）から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇（※2）させる事業主および出向を受け入れる事業主に対して助成 （※1）1か月以上2年以内の出向に限る（助成対象期間は最長12か月） （※2）原則、労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇	出向元事業主および出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成 2／3〔中小企業以外1／2〕 （1人1日あたり上限額8,870円（※）、1事業所1年度あたり1,000万円まで） （※）雇用保険の基本手当日額の最高額（令和7年8月1日時点）

C. 再就職支援関係の助成金

3 早期再就職支援等助成金 【労働局】

3－Ⅰ 再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主（再就職が実現した場合に限る）に対して助成	【再就職支援】（1人あたり上限60万円） 委託費用の1／2〔中小企業以外1／4〕 支給対象者45歳以上　委託費用の2／3〔中小企業以外1／3〕 特例区分（※）に該当する場合、委託費用の2／3〔中小企業以外1／3〕 支給対象者45歳以上　委託費用の4／5〔中小企業以外2／5〕 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2／3 （以下訓練時間数に応じた助成限度額あり） 10時間以上100時間未満：15万円〔中小企業以外10万円〕 100時間以上200時間未満：30万円〔中小企業以外20万円〕 200時間以上：50万円〔中小企業以外30万円〕 グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 【休暇付与支援】 日額8,000円〔中小企業以外5,000円〕（上限180日分） 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に訓練を直接委託した場合に助成 （経費助成） 訓練実施に係る費用の3／4（以下訓練時間数に応じた助成限度額あり） 10時間以上100時間未満：15万円〔中小企業以外10万円〕 100時間以上200時間未満：30万円〔中小企業以外20万円〕 200時間以上：50万円〔中小企業以外30万円〕 （賃金助成） 960円/時〔中小企業以外480円/時〕 （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合

３－Ⅱ　雇入れ支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成	【早期雇入れ支援】（1年度1事業所あたり500人上限） 通常助成　　1人あたり30万円 優遇助成（※）　　1人あたり40万円 （※）生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が離職者を雇い入れた場合

D. 転職・再就職拡大支援関係の助成金

３ 早期再就職支援等助成金　【労働局】

３－Ⅲ　中途採用拡大コース

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用者の採用を拡大させたうえで、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成	通常助成　　1人あたり20万円（1年度1事業所あたり20人上限） 加算額（※）　1人あたり10万円を加算 （※）中途採用者を雇い入れた企業が、 ・生産指標等により一定の成長性が認められる場合 ・会社全体の賃金の底上げを行った場合

E. 雇入れ関係の助成金

４ 特定求職者雇用開発助成金　【労働局】

４－Ⅰ　特定就職困難者コース☆

高年齢者（60歳以上）であってハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において個別支援を受けている者や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	【高年齢者（60歳以上）、母子家庭の母等】 1人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者（※）は40万円〔中小企業以外30万円〕 【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり120万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者（※）は80万円〔中小企業以外30万円〕 【身体・知的障害者（重度または45歳以上）、精神障害者】 1人あたり240万円〔中小企業以外100万円〕 短時間労働者（※）は80万円〔中小企業以外30万円〕 （※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）

４－Ⅱ　発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり120万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者は80万円〔中小企業以外30万円〕

４－Ⅲ　中高年層安定雇用支援コース

いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者（※）を正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して助成 （※）次のいずれにも該当する者 ①35歳以上60歳未満の者 ②雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者等として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない者 （自営業者等、助成金の趣旨に合致しないと考えられる者は、この要件を満たした場合であっても助成対象外） ③紹介日時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において個別支援を受けている者」 ④正規雇用労働者として雇用されることを希望している者	1人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕

４－Ⅳ　生活保護受給者等雇用開発コース

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることが確実と認められること	1人あたり60万円〔中小企業以外50万円〕 短時間労働者は40万円〔中小企業以外30万円〕

５ トライアル雇用助成金 【労働局】

５－Ⅰ　一般トライアルコース

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者（※）を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成 （※）次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ④60歳未満であってハローワーク等において個別支援を受けている者 ⑤就職支援にあたって特別の配慮を要する以下の者 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者	１人あたり月額最大４万円（最長3か月間） 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円（最長3か月間）

５－Ⅱ　障害者トライアルコース

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成	【精神障害者の場合】 ・助成期間：最長6か月 ・トライアル雇用期間：原則6～12か月 ・助成額：雇入れから3か月間　→　１人あたり月額最大8万円 ・助成額：雇入れから4か月以降　→　１人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間：最長3か月 ・トライアル雇用期間：原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能 ・助成額：１人あたり月額最大４万円

５－Ⅲ　障害者短時間トライアルコース

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成	１人あたり月額最大４万円（最長12か月間）

５－Ⅳ　若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）または女性を主として建設工事の現場作業または施工管理に従事する者として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給決定を受けた中小建設事業主に対して助成	１人あたり月額最大４万円（最長3か月間）

６ 地域雇用開発助成金 【労働局】

６－Ⅰ　地域雇用開発コース

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて50～800万円を支給（最大3年間（3回）支給） なお、中小企業の場合は1回目の支給において支給額の1／2相当額を上乗せした金額を支給し、また創業の場合は1回目の支給において100～1,600万円を支給し、2回目以降は50～800万円を支給

６－Ⅱ　沖縄若年者雇用促進コース

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れを行った事業主に対して助成	支払った賃金に相当する額の1／3〔中小企業以外1／4〕 助成対象期間は1年間（定着状況が特に優良な場合は2年間） 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額 支払った賃金に相当する額の1／2〔中小企業以外1／3〕

７ 産業雇用安定助成金 【労働局】

７－Ⅰ　産業連携人材確保等支援コース

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材の雇入れに対して助成	250万円／人〔中小企業以外180万円／人〕 ※一事業主あたり5人までの支給に限る ※雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給

F. 雇用環境の整備関係等の助成金

8 障害者作業施設設置等助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2／3

9 障害者福祉施設設置等助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1／3

10 障害者介助等助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置等を行う事業主に対して助成	【職場介助者の配置または委嘱】（※） 【手話通訳、要約筆記等の担当者の配置または委嘱】(※) 【障害者の雇用管理や能力開発のために必要な専門職の配置または委嘱等】 【中途障害者や中高年齢障害者に対する技能習得支援の実施】 【障害者の雇用管理や能力開発措置等を行う専門職の配置または委嘱】 【障害者の介助等の業務を行う者の資質向上のための措置】 上記については支給対象費用の3／4を助成 ※継続措置、中高年齢者等に係る措置に対しても助成（支給対象費用の2／3を助成） 【職場支援員の配置または委嘱】 ・職場支援員を雇用契約により配置 1人あたり4万円/月〔中小企業以外3万円/月〕 ※短時間労働者、特定短時間労働者に対しても助成 ・職場支援員を委嘱契約により委嘱 委嘱による支援1回あたり1万円（4万円/月が上限） ※中高年齢者等に係る措置に対しても助成 【職場復帰支援】 1人あたり6万円/月〔中小企業以外4.5万円/月〕

11 職場適応援助者助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成 （※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1回の支援時間が4時間以上（精神障害者は3時間以上） 1.8万円／回 1回の支援時間が4時間未満（精神障害者は3時間未満） 9,000円／回 ②企業在籍型職場適応援助者 ＜精神障害者の支援＞ 1人あたり12万円/月〔中小企業以外9万円/月〕 短時間労働者は、6万円/月〔中小企業以外5万円/月〕 ＜精神障害者以外の支援＞ 1人あたり8万円/月〔中小企業以外6万円/月〕 短時間労働者は、4万円/月〔中小企業以外3万円/月〕 ※特定短時間労働者に対しても助成 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1／2

12 重度障害者等通勤対策助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置（住宅の賃借・通勤援助者の委嘱等）を行う事業主に対して助成	支給対象費用の3／4

13 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

重度障害者を多数継続して雇用（※）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 （※）重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2／3（特例の場合3／4）

14 障害者雇用相談援助助成金★ 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

事業主に対し、障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業を行う事業者に対して助成	1事業主への支援につき、60万円/回（※80万円） 加えて、実施した事業により対象障害者を雇い入れかつ雇用が継続された場合は、7.5万円/人（※10万円） （※）中小企業事業主または除外率設定業種の事業主に対する支援の場合

15　人材確保等支援助成金　【労働局】

15－Ⅰ　雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

①雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）または②業務負担軽減機器等（従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成	①の場合、導入・実施した制度に応じて助成 賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度：　40万円　＜50万円＞ 職場活性化制度、健康づくり制度　　：　20万円　＜25万円＞ ※上限額：合計80万円　＜100万円＞ ②の場合、導入・使用した機器・設備等に係る経費の１／２ ＜62.5/100または75/100＞ ※上限額：合計150万円＜187.5万円または225万円＞

15－Ⅱ　中小企業団体助成コース

都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の２／３ 大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）　上限1,000万円 中規模認定組合等（同100以上500未満）　　上限　800万円 小規模認定組合等（同100未満）　　上限　600万円

15－Ⅲ　建設キャリアアップシステム等活用促進コース

①雇用する全ての技能者について、建設キャリアアップシステム（CCUS）の技能者登録を行い、能力評価によりレベルが上がった技能者の賃金を5%以上増加させた中小建設事業主に対して助成 ②中小構成員等（※）に対し、技能者登録料、事業者登録料、レベル判定手数料または見える化評価手数料の全部または一部を補助する事業を実施した建設事業主団体に対して助成 （※）建設事業主団体の構成員である中小建設事業主等のほか、当該構成員と元下関係にある中小建設事業主等	①雇用管理改善促進事業 要件に該当する技能者１名につき16万円 ※上限：一事業年度につき160万円 ②普及促進事業 （中小建設事業主団体）　支給対象経費の２／３ （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体）　支給対象経費の１／２ ※上限：一事業年度につき　全国団体：3,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円

15－Ⅳ　若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

①現場見学会、体験学習、入職内定者への教育訓練、雇用管理に必要な知識に関する研修の受講・実施など、若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体 ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人 に対して助成	①の場合 【建設事業主】 （中小建設事業主）　支給対象経費の３／５＜３／20＞ （中小建設事業主以外の建設事業主）　支給対象経費の９／20＜３／20＞ ※雇用管理研修等を受講させた場合、１人あたり日額9,500円（最長６日間） 【建設事業主団体】 （中小建設事業主団体）　支給対象経費の２／３ （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体）　支給対象経費の１／２ ②の場合　　支給対象経費の２／３

15－Ⅴ　作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

①自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設（トイレ、更衣室等）を賃借した中小元方建設事業主 ②認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人 ③被災地域（石川県）に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主 に対して助成	①の場合 支給対象経費の３／５＜３／20＞ ②の場合 支給対象経費の１／２ ③の場合 作業員宿舎：建設労働者の数×25万円 賃貸住宅、作業員施設：支給対象経費の２／３

15－Ⅵ　外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成	以下、実施した措置に応じて助成（上限額：80万円） 【雇用労務責任者の選任】 20万円 【就業規則等の多言語化】 20万円 【苦情・相談体制の整備】 20万円 【一時帰国のための休暇制度の整備】 20万円 【社内マニュアル・標識類等の多言語化】 20万円

15－Ⅶ　テレワークコース

テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能としたり、実施を拡大する取組を行う事業主に対して助成 所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした事業主に対して助成	【制度導入助成】 20万円 【目標達成助成】 10万円（賃金要件を満たした場合は15万円）

16 通年雇用助成金 【労働局】

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	【事業所内就業、事業所外就業※】 支払った賃金の2／3(第1回目)(上限額:71万円) 支払った賃金の1／2(第2～3回目)(上限額:54万円) 【休業※】休業手当と賃金の1／2(第1回目)、1／3(第2回目) (上限額:71万円または54万円) 【業務転換※】支払った賃金の1／3(上限額:71万円) 【職業訓練】 支給対象経費の1／2(季節的業務)(上限額:対象労働者1人あたり3万円) 支給対象経費の2／3(季節的業務以外)(上限額:対象労働者1人あたり4万円) 【新分野進出】支給対象経費の1／10 (上限額:500万円) 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1／2(減額あり)(上限額:71万円) (※)対象期間に季節労働者を指定地域外に就労させ、その移動に要する経費を事業主が負担した場合には、交通費等の経費(往復)に対し助成(移動距離に応じて上限あり)

17 65歳超雇用推進助成金 【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

17－Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成(①～⑥) 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費をすべて負担した場合、送出し事業主に対して助成(⑦、⑧)	【①65歳への定年の引上げ】 15～30万円 【②66歳～69歳への定年の引上げ】 25～135万円 【③70歳以上への定年の引上げ】 45～140万円 【④定年の定めの廃止】 60～240万円 【⑤66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度の導入】 20～90万円 【⑥70歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入】 36～130万円 【⑦他社による66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度の導入】 16～70万円 【⑧他社による70歳以上の年齢まで継続雇用する制度の導入】 30～105万円 ※措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて 支給

17－Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための制度を導入するなど、高年齢者の雇用環境を整備した事業主に対して助成	【高年齢者の職業能力を評価する仕組みを活用した賃金・人事処遇制度の導入・改善】 60万円〔中小企業以外45万円〕 【その他高年齢者向けの雇用管理制度の導入・改善】 30万円〔中小企業以外23万円〕 【制度の導入・改善に伴う機器等の整備】 支給対象経費の60%〔中小企業以外45%〕 ※上限額30万円〔中小企業以外23万円〕

17－Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成	1人あたり40万円〔中小企業以外は30万円〕

18 キャリアアップ助成金 【労働局】

18－Ⅰ 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）した事業主に対して助成 （※）正社員には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む	（1）支給額 【重点支援対象者（※）の場合】 ①【有期→正規】1人あたり80万円〔中小企業以外60万円〕 ②【無期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ※ a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次のア・イいずれにも該当する有期雇用労働者 ア 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 イ 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 【重点支援対象者以外の場合】 ③【有期→正規】1人あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ④【無期→正規】1人あたり20万円〔中小企業以外15万円〕 （2）加算額 ・通常の正社員への転換制度または直接雇用制度を新たに規定し、転換等した場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算 ・勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換等した場合 1事業所あたり40万円〔中小企業以外30万円〕加算 ・正規雇用労働者等への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト（しょくばらぼ）に公表した場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算

18－Ⅱ 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成	【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり120万円〔中小企業以外90万円〕 ②【有期→無期】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕 ③【無期→正規】1人あたり60万円〔中小企業以外45万円〕 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり90万円〔中小企業以外67.5万円〕 ②【有期→無期】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ③【無期→正規】1人あたり45万円〔中小企業以外33万円〕 ※当該額が対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給する

18－Ⅲ 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定（※）し、昇給させた事業主に対して助成 （※）賃金規定等を3%以上増額改定	①【3%以上4%未満増額改定】1人あたり4万円〔中小企業以外2.6万円〕 ②【4%以上5%未満増額改定】1人あたり5万円〔中小企業以外3.3万円〕 ③【5%以上6%未満増額改定】1人あたり6.5万円〔中小企業以外4.3万円〕 ④【6%以上増額改定】1人あたり7万円〔中小企業以外4.6万円〕 ※職務評価を活用して増額改定を行った場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算 ※昇給制度を新たに設けた場合 1事業所あたり20万円〔中小企業以外15万円〕加算

18－Ⅳ 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成	1事業所あたり60万円〔中小企業以外45万円〕

18－Ⅴ 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成	1事業所あたり40万円〔中小企業以外30万円〕 ※同時に導入した場合に、16.8万円〔中小企業以外12.6万円〕加算

18－Ⅵ 短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主に対して助成 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成	【1年目の取組：短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加させる場合】 1人あたり40万円〔小規模企業50万円、大企業30万円〕 【2年目の取組：1年目の取組後、短時間労働者に、①労働時間を更に2時間以上延長②基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用のいずれかの取組を行った場合】 1人あたり20万円〔小規模企業25万円、大企業15万円〕

G. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

19 両立支援等助成金 【労働局】

19－Ⅰ 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②男性労働者の育児休業取得率が、申請年度の前年度を基準として30%以上上昇し、50%以上となった特定事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった特定事業主に対して助成	①男性労働者の育児休業取得　1人目　20万円　2～3人目　10万円 ※1人目の育休取得前に雇用環境整備措置を4つ以上実施している場合　1人目に10万円を加算 ②男性労働者の育児休業取得率の上昇等　60万円 ※対象事業主がプラチナくるみん認定事業主であった場合15万円を加算 ※1事業主1回限り ※①②の対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合　2万円を加算（19-Ⅲ、Ⅳ、Ⅴにおいて同じ。1事業主1回限り）

19－Ⅱ 介護離職防止支援コース

①介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成 ②仕事と介護との両立に資する制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成 ③介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主に対して助成 ④有給の介護休暇制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成	①介護休業　40万円（連続5日以上の利用。連続15日以上の休業で60万円） ②介護両立支援制度　制度を1つ導入、1つ利用　20万円（30万円） 制度を2つ以上導入、1つ利用　25万円（40万円） ※20日以上利用。（）は60日以上利用の場合。 ③業務代替支援　新規雇用　20万円（30万円） 手当支給等（介護休業）　5万円（10万円） 手当支給等（短時間勤務）3万円 ※5日以上利用。（）は15日以上取得・利用の場合。短時間勤務は15日以上利用の場合のみ ④介護休暇制度有給化支援　30万円（10日以上の有給休暇を付与する場合は50万円） ※仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合①～③に10万円加算（1事業主1回限り） ※①②の制度利用者が有期雇用労働者の場合は10万円加算 ※①～③それぞれ、1事業主あたり5人まで支給、④は1事業主1回限り

19－Ⅲ 育児休業等支援コース

育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成	①育休取得時　30万円 ②職場復帰時　30万円 ※1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給

19－Ⅳ 育休中等業務代替支援コース

①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主に対して助成 ②育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主に対して助成 ③育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った特定事業主等に対して助成	①手当支給等（育児休業）　・業務体制整備経費：6万円（育休1月未満　2万円） ・業務代替手当：支給額の3／4≪4／5≫ ※上限10万円／月、24か月まで ②手当支給等（短時間勤務）・業務体制整備経費：3万円 ・業務代替手当：支給額の 3／4 ※上限3万円／月、子が3歳になるまで ③新規雇用（育児休業）　代替期間に応じた額を支給 ・最短：7日以上：9万円≪11万円≫ ・最長：1年以上：81万円≪99万円≫ ※業務体制整備経費は1事業主1回限り。労務コンサルを外部の専門事業者に委託した場合20万円 ※≪≫内はプラチナくるみん認定事業主の助成額・助成率 ※育休取得者／制度利用者が有期雇用労働者の場合　①～③に10万円加算 （代替期間1か月以上の場合のみ）

19－Ⅴ 柔軟な働き方選択制度等支援コース

①育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を3つ以上導入したうえで、労働者が制度を利用した中小企業事業主に対して助成 ②有給の子の看護等休暇制度を導入し、労働者が利用した中小企業事業主に対して助成	①制度を3つ〔4つ以上〕導入し、利用者が生じた場合　20万円〔25万円〕 ②法を上回る有給の子の看護等休暇の整備　30万円 ※①②について中学校修了前の子を養育する労働者が利用できる措置とした場合に20万円加算（1事業主1回限り） ※①②について年度末までに18歳になる障害児等を養育する労働者が利用できる措置とした場合に20万円加算（1事業主1回限り）

19－Ⅵ 事業所内保育施設コース

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成 ※平成28年4月1日以降、新規申請受付を停止しています	【設置費】 設置費用の2／3〔中小企業以外1／3〕 ※上限2,300万円〔中小企業以外1,500万円〕 【運営費】 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり　年額45万円〔中小企業以外34万円〕 ※上限1,800万円 〔中小企業以外1,360万円〕 【増築または建替え費】 増築費用の1／2〔中小企業以外1／3〕※上限1,150万円〔中小企業以外750万円〕 建替え費用の1／2〔中小企業以外1／3〕※上限2,300万円〔中小企業以外1,500万円〕

19－Ⅶ 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主に対して助成	・不妊治療のための両立支援制度を導入し、利用者が生じた場合　30万円 ・月経に起因する症状への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合　30万円 ・更年期における心身の不調への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合　30万円 ※1事業主あたり　各1回限り

H. 人材開発関係の助成金

20 人材開発支援助成金 【労働局】

20－Ⅰ 人材育成支援コース

雇用する労働者に対し、 ①10時間以上のOFF-JT、 ②中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練、 ③中高年齢者を対象としたOJTとOFF-JTを組み合わせた2ヶ月以上の訓練、 ④有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた2ヶ月以上の訓練 を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】 １人１時間あたり800円＜200円＞〔中小企業以外400円＜100円＞〕 【経費助成】 ①の場合 ・正規雇用労働者　実費相当額の45%＜15%＞〔中小企業以外30%＜15%＞〕 ・非正規雇用労働者　実費相当額の70%＜15%＞ ②の場合　実費相当額の45%＜15%＞〔中小企業以外30%＜15%＞〕 ③の場合　実費相当額の60%＜15%＞〔中小企業以外45%＜15%＞〕 ④の場合 ・正社員化した場合　実費相当額の75%＜25%＞ 【OJT実施（定額）助成】 ②の場合 １人１訓練あたり20万円＜5万円＞〔中小企業以外11万円＜3万円＞〕 ③④の場合 １人１訓練あたり10万円＜3万円＞〔中小企業以外9万円＜3万円＞〕 ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

20－Ⅱ 教育訓練休暇等付与コース

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】 30万円＜6万円＞ ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

20－Ⅲ 建設労働者認定訓練コース

①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※1）、 ②雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主（※2） に対して助成 （※1）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る （※2）人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けた中小建設事業主に限る	【経費助成】 ①の場合、広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対象経費の１／６ 【賃金助成】 ②の場合、１人あたり日額3,800円＜1,000円＞ ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

20－Ⅳ 建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に、労働安全衛生法に基づく特別教育・安全衛生教育・教習・技能講習や、建設業法施行規則に基づく登録機関技能講習などのうち、建設工事における作業に直接関連する実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成(建設事業主)】 （20人以下の中小建設事業主）支給対象費用の3／4＜3／20＞ （21人以上の中小建設事業主）35歳未満 支給対象費用の7／10＜3／20＞ 35歳以上 支給対象費用の9／20 ＜3／20＞ （中小建設事業主以外の建設事業主）支給対象費用の3／5(※1) ＜3／20＞ (※1)女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主団体)】 （中小建設事業主団体）支給対象費用の4／5 （中小建設事業主団体以外の建設事業主団体）支給対象費用の2／3(※1) 【賃金助成】(最長20日間) （20人以下の中小建設事業主）１人あたり日額9,500円(10,450円(※2)) ＜2,000円＞ （21人以上の中小建設事業主）１人あたり日額8,550円(9,405円(※2)) ＜1,750円＞ (※2)建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合 ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

20－Ⅴ　人への投資促進コース

雇用する労働者に対し、 ①（1）高度デジタル人材の育成のための訓練や （2）大学院での訓練 ②OFF-JT＋OJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練 （IT分野関連の訓練） ③定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練 ⑤長期教育訓練休暇等制度の導入等 を実施した場合に助成	①の場合 【経費助成】　（1）実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕 （2）実費相当額の75% 【賃金助成】　（1）1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕 （2）1人1時間あたり1,000円(国内の大学院での訓練のみ対象) ②の場合 【経費助成】　実費相当額の60%＜15%＞〔中小企業以外45%＜15%＞〕 【賃金助成】　1人1時間あたり800円＜200円＞〔中小企業以外400円＜100円＞〕 【OJT実施（定額）助成】 1人1訓練あたり20万円＜5万円＞〔中小企業以外11万円＜3万円＞〕 ③の場合 【経費助成】　実費相当額の60%＜15%＞〔中小企業以外45%＜15%＞〕 ④の場合 【経費助成】　実費相当額の45%＜15%＞ ⑤の場合 【制度導入助成】　20万円＜4万円＞ 【賃金助成】　1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外800円＜200円＞〕 （有給の休暇を取得させた場合のみ対象） 【職務代行助成】長期教育訓練休暇を取得する職員の業務代替者に支給した手当の総額の75%（16万円／月が上限） 【新規採用助成】長期教育訓練休暇を取得する職員の代替要員を新規雇用（派遣受入れ含む）により確保した場合に助成 30日以上90日未満　27万円 90日以上180日未満　45万円 180日以上　67.5万円 ※＜＞内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

20－Ⅵ　事業展開等リスキリング支援コース

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能、企業内の人事および人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務に関連する知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	【経費助成】　実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕 【賃金助成】　1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕 【設備投資加算】実費相当額の50%〔中小企業に限る〕

21　障害者能力開発助成金★　【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

障害者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等に対して助成	【施設設置費】支給対象費用の3／4 【運営費】支給対象費用の3／4（重度障害者等は4／5）

22　職場適応訓練費　【労働局】

都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主に対して助成 ※職場適応訓練費は、雇用関係助成金とは異なりますが、事業主拠出の雇用保険二事業を財源とする制度です	【一般の職場適応訓練（月額）】2.4万円（重度の障害者以外）　2.5万円（重度の障害者） 【短期の職場適応訓練（日額）】960円（重度の障害者以外）　1,000円（重度の障害者）

雇用関係助成金に関する勧誘にご注意ください。

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断および受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分にご注意ください。

雇用関係助成金申請にあたっての留意点

事業主の方へ

- 事実と異なる記載や添付書類がないか、確認してから申請してください。
- 適正支給の観点から積極的な調査を行っています。このため、追加書類の提出を求めたり、事業所訪問を行うことがありますので、調査にご協力ください。
 ※調査に協力することが助成金の支給要件になっています。
- 調査の結果、申請内容が事実と異なっていることが判明した場合は、支給した助成金の返還を求めます。
- 不正受給を行った事業主は、
 ①不正受給の全額に加え、延滞金、不正受給額の20%に相当する額が請求されます。
 ②不正受給決定日から５年間、全ての雇用関係助成金を受給できなくなります。
 ③事業主名等が原則公表されます。
- 過去５年以内に他の不正受給に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）が事業主の申請等を代わって行った場合も、受給できません。
- 訓練（※）の実施が要件となっている助成金について、過去５年以内に他の不正受給に関与した訓練実施者が行った訓練について支給申請を行った場合も、受給できません。
 ※ここでいう訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます。
- 不正に関与した社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）および訓練実施者については、各都道府県労働局が公表しており、厚生労働省ホームページ（「事業主の方のための雇用関係助成金」）からも確認ができます。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書や添付書類の原本または写しは、支給決定日の翌日から起算して５年間保存しなければなりません。このため、社会保険労務士または代理人に申請を依頼した場合は、提出された書類の原本または写しを受け取ってください。
 都道府県労働局が調査を行う際に、書類が保存されていない場合、支給した助成金の返還を求める場合があります。
- 同一の雇入れ・訓練を対象として、または同一の経費負担を対象として、2つ以上の助成金が同時に申請された場合は、双方の助成金の要件を満たしていたとしても、一方しか支給されません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。
- 国、地方公共団体（地方公営企業法第２条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く）、独立行政法人通則法第２条第４項に規定する行政執行法人および地方独立行政法人第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、雇用関係助成金は支給されません。
- 雇用関係助成金は電子申請、郵送、助成金申請窓口への持参のいずれかの方法により申請することができます。記入誤りや添付書類の不足がないよう、提出前にご確認ください。
 郵送する場合は、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法により送付してください。また、支給申請期間内に到達していることが必要です。
- 「支給要件確認申立書」は、申請の都度提出する必要があります。

社会保険労務士または代理人（弁護士を含む）の方へ

事業主の申請を代わって行う場合、以下の事項に同意していただくことが必要です。

●支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※事務所等への立ち入りを含みます。

●不正受給に関与していた場合は、
①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
②氏名や事務所（または法人）名等が公表されること
③不支給決定日または支給決定取消日から５年間（５年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、全ての雇用関係助成金について、社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請または代理人が行う申請は受理されないこと
④社会保険労務士については、管轄労働局より全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会に対し、当該社会保険労務士の不正の内容や調査の協力状況等について情報提供すること

●事業主は提出書類等の原本または写しを５年間保存しなければなりません。
このため、事業主に代わって支給申請等の手続きを行った場合は、事業主に提出書類の原本または写しを提供してください。

訓練実施者の方へ　※訓練の実施を要件としている助成金に限ります。

訓練実施者とは、雇用関係助成金の支給対象となる訓練（職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます。）を実施する者です。
雇用関係助成金の支給対象となる訓練を実施する場合、以下の事項に同意していただくことが必要です。

●支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※訓練実施機関への立ち入りを含みます。

●不正受給に関与していた場合は、
①申請事業主が負担すべき一切の債務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
②訓練実施者（または法人）名等が公表されること
③不支給決定日または支給決定取消日から５年間（５年経過した場合であっても、請求金が全額納付されていない場合は、納付日まで）は、実施した訓練については、全ての雇用関係助成金の支給対象とならないこと

雇用関係助成金を
電子申請しませんか？



より使いやすく

電子申請できる雇用関係助成金の
対象が拡大しました。

雇用関係助成金の申請についてはこちら

雇用関係助成金　検索

電子申請には「GビズID」の
申請・取得が必要です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚生労働省の雇用関係助成金の電子申請を行うページです。

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

❶ 雇用維持関係
・雇用調整助成金

❷ 在籍型出向支援関係
・産業雇用安定助成金

❸ 再就職支援関係
・早期再就職支援等助成金

❹ 雇入れ関係
・トライアル雇用助成金
・地域雇用開発助成金

❺ 雇用環境の整備関係
・人材確保等支援助成金
・通年雇用助成金
・キャリアアップ助成金

❻ 仕事と家庭の両立支援関係
・両立支援等助成金

❼ 人材開発支援関係
・人材開発支援助成金

社会保険労務士や代理人による申請にも対応しています。紙の申請と他の電子申請※も引き続きご利用いただけます。
※e-Gov電子申請。

電子申請の3つのポイント

POINT 1 利便性の向上



来所が不要であるため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

POINT 2 負担の軽減



一度入力した情報の一部は繰り返し自動で反映させることができます。

POINT 3 いつでも使える



窓口が閉まっている時間でも、いつでも申請・申請状況の確認ができます。
※メンテナンス時間を除きます

雇用関係助成金の申請についてはこちら 雇用関係助成金 検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

電子申請には「GビズID」の申請・取得が必要です

GビズIDとは？ 1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

雇用関係助成金の申請期限に間に合うようGビズIDの申請・取得をお願いします。
(雇用関係助成金の電子申請を社会保険労務士や代理人に依頼する場合もGビズIDの取得が必要です。)

GビズIDの詳細・取得はコチラ（QRコードからアクセス可能）→ https://gbiz-id.go.jp/top/

注意！ gBizIDエントリーでは、雇用関係助成金ポータルをご利用できません。

雇用関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

※助成金ごとに連絡先が異なりますので、下記リンク先をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

都道府県 労 働 局	主なお問い合わせ先 （※申請先は異なる場合があります）	電話番号	その他のお問い合わせ先	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	北海道労働局HP参照	職業対策課、訓練課、雇用環境・均等部 企画課	北海道労働局HP参照
青森	職業対策課、各ハローワーク	青森労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	017-734-6651
岩手	職業対策課 助成金センター	019-606-3285	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	019-604-3010
宮城	職業対策課 助成金センター	022-299-8063	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	022-299-8844
秋田	職業対策課	018-883-0006	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	018-862-6684
山形	助成金センター、各ハローワーク	山形労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	023-624-8228
福島	職業対策課助成金センター、各ハローワーク	福島労働局HP参照	職業対策課、雇用環境・均等室(両立支援等助成金)	福島労働局HP参照
茨城	職業対策課　助成金事務センター	029-297-7235	助成金事務センター（両立支援等助成金）	029-246-6371
栃木	職業対策課分室（助成金事務センター）	028-614-2263	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	028-633-2795
群馬	職業対策課	027-210-5008	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	027-896-4739
埼玉	各ハローワーク	埼玉労働局HP参照	職業対策課 助成金センター 雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	048-600-6217 048-600-6210
千葉	職業対策課	千葉労働局HP参照	職業対策課分室 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	043-441-5678 043-306-1860
東京	各ハローワーク	東京労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金） 助成金事務センター(両立支援等助成金以外)	東京労働局HP参照
神奈川	職業対策課 神奈川助成金センター	神奈川労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課(両立支援等助成金)	045-211-7357
新潟	職業対策課 助成金センター	025-278-7181	雇用環境・均等室	025-288-3527
富山	職業対策課 助成金センター	076-432-9162	職業対策課、訓練課、雇用環境・均等室	富山労働局HP参照
石川	職業対策課	076-265-4428	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	076-265-4429
福井	職業安定部 助成金センター	0776-22-2683	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0776-22-0221
山梨	職業対策課	055-225-2858	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	055-225-2851
長野	職業対策課、各ハローワーク	長野労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	026-223-0560
岐阜	職業対策課 助成金センター	058-263-5650	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	058-245-1550
静岡	職業対策課、助成金センター	静岡労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	054-254-6320
愛知	あいち雇用助成室	愛知労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	愛知労働局HP参照
三重	職業対策課 助成金室	三重労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	059-261-2978
滋賀	助成金センター	077-526-8251	職業対策課 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	077-526-8686 077-523-1190
京都	助成金センター、各ハローワーク	京都労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	075-275-8087
大阪	大阪労働局助成金センター	06-7669-8900	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	06-6941-4630
兵庫	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
奈良	助成金センター	0742-35-6336	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0742-32-0210
和歌山	職業対策課	073-488-1161	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	073-488-1101
鳥取	職業対策課、各ハローワーク	鳥取労働局HP参照	職業対策課 雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0857-29-1708 0857-29-1701
島根	助成金相談センター	0852-20-7029	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0852-20-7007
岡山	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	086-224-7639
広島	職業対策課、各ハローワーク	広島労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	082-221-9247
山口	山口労働局助成金センター	083-902-1564	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	083-995-0390
徳島	助成金センター、各ハローワーク	徳島労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	088-652-2718
香川	助成金センター	087-823-0505	助成金センター（両立支援等助成金）	087-823-0505
愛媛	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370	職業対策課、雇用環境・均等室	愛媛労働局HP参照
高知	高知労働局助成金センター	088-878-5328	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	088-885-6041
福岡	福岡助成金センター	092-411-4701	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
佐賀	職業対策課	0952-32-7173	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0952-32-7218
長崎	職業対策課	095-801-0042	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	095-801-0050
熊本	職業対策課、助成金センター	熊本労働局HP参照	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	熊本労働局HP参照
大分	大分助成金センター	097-535-2100	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	097-532-4025
宮崎	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0985-38-8821
鹿児島	職業対策課	099-219-8712	雇用環境・均等室	099-222-8446
沖縄	沖縄助成金センター	098-868-1606	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	098-868-4403

障害者雇用納付金制度の助成金、65歳超雇用推進助成金のお問い合わせ先一覧

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課等

都道府県	所在地	電話番号
北海道	〒０６３－０８０４　札幌市西区二十四軒４条１－４－１　北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒０３０－０８２２　青森市中央３－20－２　青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒０２０－００２４　盛岡市菜園１－12－18　盛岡菜園センタービル３階	019-654-2081
宮城	〒９８５－８５５０　多賀城市明月２－２－１　宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒０１０－０１０１　潟上市天王字上北野４－143　秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒９９０－２１６１　山形市漆山1954　山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒９６０－８０５４　福島市三河北町７－14　福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒３１０－０８０３　水戸市城南１－４－７　第５プリンスビル５階	029-300-1215
栃木	〒３２０－００７２　宇都宮市若草１－４－23　栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒３７９－２１５４　前橋市天川大島町130－１　ハローワーク前橋３階	027-287-1511
埼玉	〒３３６－０９３１　さいたま市緑区原山２－18－８　埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒２６３－０００４　千葉市稲毛区六方町274　千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京	〒１３０－００２２　墨田区江東橋２－19－12　ハローワーク墨田５階	03-5638-2284
神奈川	〒２４１－０８２４　横浜市旭区南希望ヶ丘78　関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒９５１－８０６１　新潟市中央区西堀通６－866　ＮＥＸＴ２１ビル１２階	025-226-6011
富山	〒９３３－０９８２　高岡市八ケ55　富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒９２０－０３５２　金沢市観音堂町ヘ１　石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒９１５－０８５３　越前市行松町25－10　福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒４００－０８５４　甲府市中小河原町403－１　山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒３８１－００４３　長野市吉田４－25－12　長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒５００－８８４２　岐阜市金町５－25　G-front Ⅱ７階	058-265-5823
静岡	〒４２２－８０３３　静岡市駿河区登呂３－１－35　静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒４６０－０００３　名古屋市中区錦１－１０－１　ＭＩテラス名古屋伏見４階	052-218-3385
三重	〒５１４－０００２　津市島崎町327－１　ハローワーク津２階	059-213-9255
滋賀	〒５２０－０８５６　大津市光が丘町３－13　滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒６１７－０８４３　長岡京市友岡１－２－１　京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒５６６－００２２　摂津市三島１－２－１　関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒６６１－００４５　尼崎市武庫豊町３－１－50　兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒６３４－００３３　橿原市城殿町433　奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒６４０－８４８３　和歌山市園部1276　和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒６８９－１１１２　鳥取市若葉台南７－１－11　鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒６９０－０００１　松江市東朝日町267　島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒７００－０９５１　岡山市北区田中580　岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒７３０－０８２５　広島市中区光南５－２－65　広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒７５３－０８６１　山口市矢原1284－１　山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒７７０－０８２３　徳島市出来島本町１－５　ハローワーク徳島５階	088-611-2388
香川	〒７６１－８０６３　高松市花ノ宮町２－４－３　香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒７９１－８０４４　松山市西垣生町2184　愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒７８１－８０１０　高知市桟橋通４－15－68　高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒８１０－００４２　福岡市中央区赤坂１－10－17　しんくみ赤坂ビル６階	092-718-1310
佐賀	〒８４９－０９１１　佐賀市兵庫町若宮1042－２　佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒８５４－００６２　諫早市小船越町1113　長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒８６１－１１０２　合志市須屋2505－３　熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒８７０－０１３１　大分市皆春1483－１　大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒８８０－０９１６　宮崎市大字恒久4241　宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒８９０－００６８　鹿児島市東郡元町14－３　鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒９００－０００６　那覇市おもろまち１－３－25　沖縄職業総合庁舎４階	098-941-3301

Ⅱ　労働条件等関係助成金の案内

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主・申請期間

●労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。

●各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切る場合があります。

中小企業事業主の範囲

●中小企業事業主の範囲は、おおむね以下のとおりですが、詳しくは各助成金の要綱等をご確認ください。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	１億円以下		100人以下
その他の業種	３億円以下		300人以下

留意事項

●お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので26ページの「お問い合わせ先一覧」等でご確認ください。
（ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。）

●偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、５年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

労働条件等関係助成金の概要

※助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です（ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料）。

※記載されている内容は概要です。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、26ページの問い合わせ先にお尋ねください。

（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html

（問い合わせ先）
【労働局】都道府県労働局（p.26）
その他、各助成金に応じて、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1　業務改善助成金　【労働局】

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 設備投資等に要した経費の3／4～4／5 【上限額】 引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて30万円～600万円

B. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

2 働き方改革推進支援助成金 【労働局】

2－Ⅰ 業種別課題対応コース

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等（※）が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成 （※）建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る）、その他長時間労働が認められる業種	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大550万円等 （一定要件の場合、最大720万円加算） （※）助成上限額は業種によって異なります（上記は建設事業の場合）

2－Ⅱ 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大200万円（一定要件の場合、最大720万円加算）

2－Ⅲ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成） 【上限額】 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満　100万円 ②11時間以上　150万円　など （一定要件の場合、最大720万円加算）

2－Ⅳ 取引環境改善コース

荷主等により構成される集団において、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に資する取組に対して、その経費を助成	【助成率】 定額 【上限額】 100万円

2－Ⅴ 団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成	【助成率】 定額 【上限額】 500万円

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

3 受動喫煙防止対策助成金 【労働局】

労働者の健康を保護する観点から、事業場（既存特定飲食提供施設）における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成	【助成率】 主たる産業分類が飲食店の事業者は2／3（それ以外は1／2） 【上限額】 100万円

D. 産業保健活動を支援するための助成金

4 団体経由産業保健活動推進助成金 【（独）労働者健康安全機構】

事業主団体等に対し、傘下の中小企業等を対象に健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等と契約した場合に、その活動費用の一部を助成	500万円（一定の要件を満たした場合は1,000万円）を上限として、産業保健サービス提供費用の90%を助成 ※1事業主団体等につき年度内1回限り

E. 安全な機械を導入するための補助金

5 高度安全機械等導入支援補助金 【労働基準局安全衛生部安全課】

近年の技術の進展に伴い開発されている安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業に対して、必要となる費用の一部を助成	補助対象経費の1／2または安全装置ごとの上限額のいずれか低い方の額

F. 高齢者の安全衛生確保対策を支援するための補助金

6 エイジフレンドリー補助金 【労働基準局安全衛生部安全課】

中小企業事業者による60歳以上の高年齢労働者の労働災害防止のための職場環境の改善等に要する経費の一部を補助	① 労働安全衛生に係る専門家による、(1)高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるにあたって必要な費用、(2)事業者が当該リスクアセスメントの結果を踏まえ実施する優先順位の高い高年齢労働者の特性に配慮した労働災害リスクを低減するための設備の改善等（機器等の導入・工事の施工や専門家を活用した転倒防止・腰痛予防のための運動指導等）に要する費用 【間接補助対象費用の1／2【(1)については4/5】または (1)と(2)を合計して100万円のいずれか低い方の額】 ② 高年齢労働者に熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等暑熱な環境による労働災害防止対策に要する費用 【間接補助対象費用の1／2または100万円のいずれか低い方の額】 ③ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する経費 【間接補助対象経費の3／4または30万円のいずれか低い方の額】

G. SDS電子化のための補助金

7 SDS電子化補助金 【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

SDSの作成および提供を効率化するため、中小企業事業者に対し、厚生労働省が公表した標準フォーマットによる電子データでの出入力に対応したシステムの導入、または既存システムへの標準フォーマット形式によるSDSの出入力の機能追加に要する費用の一部を補助	【助成率】 SDSの電子化に係るシステム導入等に要する額(消費税は除く)の1／2 【上限額】 該当システムの導入に掛かった経費の1／2または100万円のうち低い方の額

H. 退職金制度の確立等を支援するための助成

8 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成 【(独)勤労者退職金共済機構】

8－Ⅰ 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成

中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主や、掛金月額を増額する事業主に対して、その掛金の一部を助成	【新規加入掛金助成】 ①対象労働者の掛金月額の1／2(労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共制度に新たに加入してから4か月目より1年間控除 ②1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される通常の労働者と比べて短く、かつ30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれか)が適用されている場合は、①の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除 【掛金月額変更掛金助成】 対象労働者の掛金月額の増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1／3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除 （増額前の掛金月額が18,000円以下の場合に限る）

8－Ⅱ 建設業退職金共済制度に係る掛金助成

建設業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が建退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額320円)のうち50日分の納付を免除

8－Ⅲ 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成

清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が清退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額300円)のうち60日分の納付を免除

8－Ⅳ 林業退職金共済制度に係る掛金助成

林業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成	対象労働者が林退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額470円)のうち62日分の納付を免除

労働条件等関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部　企画課	011-788-7874
	労働基準部　健康課	011-709-2311
青森	雇用環境・均等室	017-734-6651
	労働基準部　健康安全課	017-734-4113
岩手	雇用環境・均等室	019-604-3010
	労働基準部　健康安全課	019-604-3007
宮城	雇用環境・均等室	022-299-8844
	労働基準部　健康安全課	022-299-8839
秋田	雇用環境・均等室	018-862-6684
	労働基準部　健康安全課	018-862-6683
山形	雇用環境・均等室	023-624-8228
	労働基準部　健康安全課	023-624-8223
福島	雇用環境・均等室　企画調整・助成金係	024-536-2777
	労働基準部　健康安全課	024-536-4603
茨城	雇用環境・均等室　助成金係	029-246-6371
	労働基準部　健康安全課	029-224-6215
栃木	雇用環境・均等室	028-633-2795
	労働基準部　健康安全課	028-634-9117
群馬	雇用環境・均等室	027-896-4739
	労働基準部　健康安全課	027-896-4736
埼玉	雇用環境・均等部	048-600-6210
	労働基準部　健康安全課	048-600-6206
千葉	雇用環境・均等室	043-306-1860
	労働基準部　健康安全課	043-221-4312
東京	雇用環境・均等部　企画課	03-6893-1100
	労働基準部　健康課	03-3512-1616
神奈川	雇用環境・均等部　企画課	045-211-7357
	労働基準部　健康課	045-211-7353
新潟	雇用環境・均等室	025-288-3527
	労働基準部　健康安全課	025-288-3505
富山	雇用環境・均等室　企画	076-432-2728
	労働基準部　健康安全課	076-432-2731
石川	雇用環境・均等室	076-265-4429
	労働基準部　健康安全課	076-265-4424
福井	雇用環境・均等室　助成金係	0776-22-0221
	労働基準部　健康安全課	0776-22-2657
山梨	雇用環境・均等室	055-225-2851
	労働基準部　健康安全課	055-225-2855
長野	雇用環境・均等室	026-223-0560
	労働基準部　健康安全課	026-223-0554
岐阜	雇用環境・均等室	058-245-1550
	労働基準部　健康安全課	058-245-8103
静岡	雇用環境・均等室　企画	054-252-5310
	労働基準部　健康安全課	054-254-6314
愛知	雇用環境・均等部　企画課(助成金担当)	052-857-0313
	労働基準部　健康課	052-972-0256
三重	雇用環境・均等室	059-261-2978
	労働基準部　健康安全課	059-226-2107
滋賀	雇用環境・均等室	077-523-1190
	労働基準部　健康安全課	077-522-6650
京都	雇用環境・均等室	075-241-3212
	労働基準部　健康安全課	075-241-3216
大阪	雇用環境・均等部　企画課	06-6941-4630
	労働基準部　健康課	06-6949-6500
兵庫	雇用環境・均等部　企画課	078-367-0700
	労働基準部　健康課	078-367-9153
奈良	雇用環境・均等室	0742-32-0210
	労働基準部　健康安全課	0742-32-0205
和歌山	雇用環境・均等室　企画係	073-488-1101
	労働基準部　健康安全課	073-488-1151
鳥取	雇用環境・均等室　企画担当	0857-29-1701
	労働基準部　健康安全課	0857-29-1704
島根	雇用環境・均等室	0852-20-7007
	労働基準部　健康安全課	0852-31-1157
岡山	雇用環境・均等室	086-224-7639
	労働基準部　健康安全課	086-225-2013
広島	雇用環境・均等室	082-221-9247
	労働基準部　健康安全課	082-221-9243
山口	雇用環境・均等室	083-995-0390
	労働基準部　健康安全課	083-995-0373

都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号
徳島	雇用環境・均等室	088-652-2718
	労働基準部　健康安全課	088-652-9164
香川	雇用環境・均等室	087-823-0505
	労働基準部　健康安全課	087-811-8920
愛媛	雇用環境・均等室	089-935-5222
	労働基準部　健康安全課	089-935-5204
高知	雇用環境・均等室	088-885-6041
	労働基準部　健康安全課	088-885-6023
福岡	雇用環境・均等部　企画課	092-411-4717
	労働基準部　健康課	092-411-4798
佐賀	雇用環境・均等室	0952-32-7218
	労働基準部　健康安全課	0952-32-7176
長崎	雇用環境・均等室	095-801-0050
	労働基準部　健康安全課	095-801-0032
熊本	雇用環境・均等室	096-352-3865
	労働基準部　健康安全課	096-355-3186
大分	雇用環境・均等室	097-532-4025
	労働基準部　健康安全課	097-536-3213
宮崎	雇用環境・均等室　企画班	0985-38-8821
	労働基準部　健康安全課	0985-38-8835
鹿児島	雇用環境・均等室（企画担当）	099-222-8446
	労働基準部　健康安全課	099-223-8279
沖縄	雇用環境・均等室（助成金関係）	098-868-4403
	労働基準部　健康安全課	098-868-4402

その他のお問い合わせ先	電話番号
4.団体経由産業保健活動推進助成金	
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 助成金専用ナビダイヤル	0570-783046
5.高度安全機械等導入支援補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 （申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください）	03-5253-1111 （内線5485）
6.エイジフレンドリー補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 （申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください）	03-5253-1111 （内線5488）
7.SDS電子化補助金	
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 （申請等詳細な情報については厚生労働省ホームページをご参照ください）	03-5253-1111 （内線5618）
8.中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	
Ⅰ一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	03-6907-1234
Ⅱ建設業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	03-6731-2831
Ⅲ清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部	03-6731-2887
Ⅳ林業退職金共済制度に係る掛金助成	
(独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部	03-6731-2887

※「団体経由産業保健活動推進助成金」「高度安全機械等導入支援補助金」「エイジフレンドリー補助金」「SDS電子化補助金」「中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」のお問い合わせ先は、都道府県労働局ではなく上記の「その他のお問い合わせ先」となっておりますのでご注意ください。

※「受動喫煙防止対策助成金」のお問い合わせ先は、都道府県労働局の健康安全課または健康課となっておりますのでご注意ください。

※厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/index_00051.html

事業主・被保険者の皆さまへ

令和8（2026）年度　雇用保険料率のご案内

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。）。

- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

＜令和8年度の雇用保険料率＞

（赤字は変更部分）

事業の種類＼負担者	① 労働者負担 （失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	② 事業主負担		①＋② 雇用保険料率	
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	**5/1,000**	**8.5/1,000**	5/1,000	3.5/1,000	**13.5/1,000**
（令和７年度）	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	**6/1,000**	**9.5/1,000**	6/1,000	3.5/1,000	**15.5/1,000**
（令和７年度）	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	**6/1,000**	**10.5/1,000**	6/1,000	4.5/1,000	**16.5/1,000**
（令和７年度）	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

（枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率）

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
ハローワーク

LL080312保01

HelloWork News

医療

介護

保育



採用を ハローワークが ささえます

登録 無料

相談 無料

STEP1

事業所訪問

ハローワーク職員が
事業所を訪問し、
課題や採用ニーズを
丁寧にお伺いします。

STEP2

サポート開始

ニーズを踏まえて
サポート内容を
提案します。

STEP3

採用実現

地域の
医療・福祉サービスの
提供体制を守ります。

詳しい内容は裏面またはお近くのハローワークまで

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL080413確01

ハローワークによる採用サポートメニュー

求人のオンライン公開

月間約8,500万件のアクセスを誇るオンラインサービスである「ハローワークインターネットサービス」上に求人を公開できます。社内の様子を伝える画像やホームページのリンクも登録いただけます。

急募求人への迅速対応

急募求人※については、就職面接会などのイベントを早期開催、有資格者等の求職者への迅速な情報提供、各センターと協力した充足支援を行います。迅速な採用が必要な場合は、管轄のハローワークにご相談ください。

※「急募求人」とは、配置基準を満たすために迅速な対応が求められる求人を指します。

求人充足コンサルティング

求人条件や求人票の記載内容を見直し、魅力的かつ応募しやすい求人票となるような記載を提案します。

求職者への応募勧奨

求職者に求人情報を提供します。訪問時にいただいた詳細な情報を活用して、求職者への応募勧奨を行います。

イベントの開催

採用機会を増やすため、就職面接会、事業所見学会等を開催します。

就職面接会

ハローワーク内のブース・大規模会場など、様々な会場で開催しています。求職者と直に接することができます。

事業所見学会

事業所を見学し実際の雰囲気を知ることでミスマッチを防ぐこと等のメリットがあります。

さまざまな連携

ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターと求人充足に向けて協力して支援を行います。



よくあるご質問

Q ハローワークのサポートを受けたい場合はどうしたらいいですか。

A まずは、お近くのハローワークにご連絡ください。

Q ハローワークに求人を出したい場合はどうしたらいいですか。

A ハローワークインターネットサービスを利用したオンライン登録が可能です。

ハローワーク所在地

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス操作ガイドブック
※求人者マイページ

■編集・発行■

ハローワーク常陸鹿嶋

常陸鹿嶋公共職業安定所
〒314-0031　鹿嶋市宮中 1995-1
TEL 0299-83-2318

常陸鹿嶋地区雇用対策協議会事務局

行方市役所商工観光課
〒行方市山田 2564 番地 10
TEL 0291-35-2111